

米国による紛争後活動の課題  
— 国務省復興安定化調整官室の設置を手がかりに —

塚 田 洋

はじめに

冷戦後に頻発した世界の地域紛争や人道問題への対応は、国際社会のみならず米国にとっても大きな課題であり、これまでも試行錯誤が繰り返されてきた。破綻国家や紛争後国家への復興支援活動に関して、米国では特に文民機関の関与が弱いことが長年の懸案となっていたが、問題解決への第一歩として、2004年7月、国務省内に復興安定化調整官室 (the State Department's Office of the Coordinator for Reconstruction and Stabilization 以下、S/CRS という) が新設された。

本稿は、S/CRS 設置までの経緯を手がかりに、これまでの米国の復興支援活動への姿勢を概観し、文民活動能力の強化に向けた今後の課題を述べる。

I 紛争後支援活動に対する米国の姿勢

破綻国家や紛争後国家を放置すれば、いずれ国際社会の脅威になるという考え方は、冷戦終結後、ガリ (Boutros-Gari) 国連事務総長による『平和への課題』(Agenda for Peace)<sup>(1)</sup> をきっかけに広まった。『平和への課題』は、その処方箋として一連の国家建設プロセスを提示する

と同時に、武装解除、秩序回復、難民帰還、選挙監視、政府機関の再建、市民の政治参加等における国連の役割を指摘している。

米国でも1992年に発足したクリントン政権が、「拡大と関与」戦略の中で、国家建設の重要性を唱えた。冷戦後の世界に、民主社会と市場経済を拡大することが、米国の安全保障に貢献するとの発想から、クリントン政権は、国連平和維持活動 (PKO) に積極的に協力した。しかしソマリアで米兵に死傷者が発生したり、民主制復帰のために派兵したハイチで介入の長期化が懸念されるようになると、こうした姿勢は徐々に後退した。民主化を世界的規模で推進するには、世界の貧しく不安定な地域で、国家建設に深く関与する必要があるが、米国民や議会からは、こうした国家建設活動は米国の死活的利益とは結びつかないとか、米国人の命を犠牲にしてまで行う活動ではない、との批判が相次いだ<sup>(2)</sup>。

2000年の大統領選挙当時、ブッシュ陣営も、国家建設活動は米国の国益に結び付かず、費用的にも見合わない活動であるとしてその有効性を疑問視した。特に軍を用いることには強く反対した<sup>(3)</sup>。しかし、2001年の同時多発テロをきっかけに、ブッシュ政権は大きく方針を転換する。2002年の国家安全保障戦略は、米国が対テロ戦

(1) Boutros Boutros-Ghali, "An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking, and Peace-Keeping," Report of the secretary-general pursuant to the statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on January 31, 1992 (UN Doc. A/47/277-S/24111).

(2) ソマリア、ハイチでの失敗と「拡大と関与」戦略の停滞については、William G. Hyland, *Clinton's World: Remaking American Foreign Policy*. London: Preager, 1999, pp.51-66.

(3) "2nd Presidential Debate between Gov. Bush and Vice President Gore," *New York Times*, October 30, 2000, p.22.

争に勝利するためには、破綻国家の脅威を直視し、民主化と開発に手を差し伸べることが重要であるとし、また、米国の安全保障政策の一部は、破綻国家における警察活動、法制度整備、政府再建等に向けられるべきであるとした<sup>(4)</sup>。同時多発テロの記憶から、米国内でも、破綻国家の安定と再建を米国の安全保障上の優先課題とする考え方が広く受け入れられ、かつてクリントン外交に向けられていた「社会事業のような外交政策」<sup>(5)</sup> という批判は聞かれなくなった。

## II 紛争後支援活動における問題点

国家建設に対する姿勢を変化させながらも、米国は、冷戦終結後17回にわたって紛争後の復興支援活動に参加してきた<sup>(6)</sup>。しかしほとんどの場合、米国の復興支援活動は、現地で困難に直面しており、明確に成功したと言える事例は見当たらない。治安の問題ひとつを取っても、米国はハイチ、ボスニア、コソボ、アフガニスタン等において、テロや市民暴動に悩まされており、イラクだけが例外というわけではない。確かに、紛争後の復興支援は新しい活動分野であり、軍事作戦や経済開発に比べてノウハウの蓄積が少ないことから、失敗も生じやすい。しかし、その点を差し引いても、二つの点で、米国は失敗の教訓を生かしていないといえる。

第一は、米国（および国際社会）が、紛争後国家における旧支配層の存在を軽視し、復興支援

のメニューのなかで、法と秩序の回復を後回しにしてきたことである<sup>(7)</sup>。米国が軍事介入した国や地域では、腐敗した支配層が諜報・治安機関を利用して、麻薬の不法取引、資金洗浄、人身売買などの組織犯罪に関わるケースが多い。軍事作戦終了後も、こうした旧支配層の残党は壊滅せず、組織犯罪や破壊活動の温床となる。したがって、国家再建の最優先課題は、民主化や経済復興ではなく、法と秩序の回復である。警察、裁判所、刑務所等の整備を後回しにして、拙速に選挙と経済支援を実施すれば、犯罪集団をはびこらせるだけでなく、彼らに正統性さえ付与することになる。また治安が回復しなければ、現地の民主化や経済復興も進まない。国連ボスニア・ヘルツェゴビナ高等代表を務めたアッシュダウン（Paddy Ashdown）は、在任当時、選挙の実施回数ばかりに気を取られ、結果的には復興を停滞させてしまったとの苦い経験から、イラクやアフガニスタンでも、法と秩序の回復を最優先にすべきであったと指摘している<sup>(8)</sup>。

第二は、軍に過度に依存しながら復興支援活動を行ってきたことである。軍は必ずしも復興支援活動に適した組織ではないが、米国政府内に復興支援活動を主導する文民機関がないため、事実上、軍が支援活動の全領域に携わらざるを得ない状況が続いている。米軍は冷戦終結後、戦闘の効率性を向上させるために、膨大な資金と時間を投入して装備や展開能力を改善してきた。その一方、国務省をはじめとする文民機関

(4) *The National Security Strategy of the United States of America*. Washington, D.C.: The White House, 2002, pp.29-31.

(5) Michael Mandelbaum, "Foreign Policy as Social Work." *Foreign Affairs*, vol.75 no.1 (January/February 1996), pp.16-32. が出典。国家建設活動でほとんど成果が得られなかったことから、クリントン外交を揶揄する表現として広く用いられた。

(6) *Remarks at "The Challenge of Civilian Management in Conflict and Post-Conflict Societies: The Lugar-Biden Initiative" Symposium*. December 10, 2004. <<http://www.state.gov/s/crs/rls/rm/42329.htm>>

(7) Robert M. Perito, "Blind Spot: The United States and Post-Conflict Intervention," *Georgetown Journal of International Affairs*, vol.6 no.2 (Summer/Fall 2005), p.80.

(8) Paddy Ashdown, "What I Learned in Bosnia," *New York Times*, October 28, 2002, p.25.

は、個々の復興支援活動を場当たりにこなし、そこで得た教訓を、後の活動に生かす努力を怠ってきた<sup>(9)</sup>。

軍と軍以外の支援機関の能力差は冷戦期から見られたが、当時はほとんど問題視されていなかった。というのも、第二次大戦後の日独両国の占領を除いて、大規模な復興支援活動を行う機会がなかったからである<sup>(10)</sup>。しかし今日、米国による軍事介入はその頻度を増し、冷戦期に平均して10年に一度しかなかった大規模軍事作戦が、今日では、2年に一度の割合で行われている<sup>(11)</sup>。また、米軍の圧倒的な戦力により戦闘終了までの期間は短くなる傾向にあり、紛争後の復興支援活動の準備が追いつかない例も多くなっている。さらに、戦闘後の復興活動の目標は拡大する傾向にある。例えばイラク復興支援は、任務の内容では、ボスニア（多民族国家の創出）とコソボ（民主政府と市場経済の構築）を合わせたものであり、規模で言えば日本やドイツの占領に匹敵するものであるという<sup>(12)</sup>。こうした事情から、復興支援活動にあたる文民を迅速かつ大量に派遣しなければならないケースが急増している。

軍に復興支援活動を肩代わりさせることには問題も多い。第一に、文民行政、法制度整備、保健・衛生設備の修復、選挙実施、財政制度の再建など、復興支援活動の大半は軍の専門外の任務である。文民警察活動は、軍にも代替可能

と見られがちであるが、実際、米軍は暴徒の鎮圧や略奪行為の制止などに必要な装備も訓練も施されておらず、軍による過剰な反撃が現地住民との間に軋轢を生む例も多数報告されている<sup>(13)</sup>。これまでの経験からは、むしろ、戦闘終了後に軍隊をそのまま警察活動に活用することは適当でないと見えよう<sup>(14)</sup>。第二に、主要な戦闘が終了した後、軍になし崩し的に復興支援活動を行わせる（いわゆる「任務の自然増殖（mission creep）」）と、撤退戦略も描けず派遣部隊への負担が過大になる。また、例えばイラクで必要とされる文民専門家を適時に派遣し、陸軍の一師団の撤退を1カ月早めるだけで、12億ドルの節約が可能といわれるように<sup>(15)</sup>、一般に軍を復興支援活動に転用すると割高になる。第三に、復興支援活動に見合う数の文民が派遣されず、活動の多くを軍に依存する場合、両者の間で作業の管轄や責任の所在が曖昧となる。軍と文民機関では、もともと活動の優先順位が異なっており、そこにこうした「指揮の空白」が生じると、現地スタッフや住民の間に無用の混乱が広がる。

### III 文民活動能力の強化に向けて

米国の復興支援活動における課題は、まず、国務省をはじめとする文民機関の調整能力を強化することであり、次に、治安分野を中心に、

(9) Perito *op.cit.* p.82.

(10) Hans Binnendijk and Stuart E. Johnson, eds. *Transforming for Stabilization and Reconstruction Operations*, Washington, D.C.: Center for Technology and National Security Policy, National Defense University Press, 2004, p.5.

(11) *ibid.*, p.17.

(12) *ibid.*, p.19.

(13) イラクについて一例を挙げれば、William Branigin and Richard Atkinson, "Anything and Everything Goes: With No Authority to Stop Them, Iraqis Plunder Capital," *Washington Post*, April 12, 2003, p. A10.

(14) Jeffery Smith, "Fired On, Marines Kill Gunman in Kosovo," *Washington Post*, June 26, 1999, p.A17.

(15) パスカル復興安定化調整官（後出）が2005年10月4日米国陸軍協会で行った発言（Sebastian Sprenger, "Advanced Civilian Teams," *Scroll & Sword*, vol.58, no.4 (Fall 2005), p.19.）。

必要とされる文民専門家を迅速に派遣する仕組みを作ることであろう。米国政府も、これらの問題にまったく取り組まなかったわけではない。クリントン政権は、1997年の大統領決定指令 (Presidential Decision Directive 以下、PDD という) 56号で、関係省庁の計画・調整能力を改善するための新システム導入を提案した<sup>(16)</sup>。さらに2000年のPDD71号では、復興支援活動における法と秩序の回復を重視して、現地で文民警察、裁判所、刑務所機能を迅速に導入・修復できるように緊急支援プログラムの開発を命じていた<sup>(17)</sup>。しかし、いずれのPDDも関係省庁の抵抗や国内の無関心により、当時は、ほとんど実行に移されることはなかった。

ところがイラク戦争後、軍主導の復興支援活動に不手際が重なると、これらの課題に改めて注目が集まり、シンクタンクや研究者からは、体制整備を求める様々な提言が寄せられた<sup>(18)</sup>。これらの提言に共通するのは、① 現在のよう な場当りの対応を改める。復興支援活動の計画策定プロセスを定めた上で、文民機関主導の軍民共同活動を行う。② 米国政府職員および契約スタッフを緊急に派遣できる仕組みを用意する。③ 紛争予防措置を検討する。④ 治安活動、援助調整等において諸外国や国際機関との連携を強化する。⑤ 現地情勢に応じて適時に支出可能な資金を準備すること等である。②については、緊急時に派遣する文民専門家チームにつ

いての具体的な構想が示されている。下記の報告では、治安分野を中心に、戦闘終結を待たずに現地に要員を派遣すべきとの考え方が示されている。

- ① 2003年11月の米国防大学 (NDU) の報告<sup>(19)</sup>：復興支援活動を円滑に開始するため、戦闘部隊と復興支援要員を同時展開することを提言。また、国務省はじめ関係省庁職員から成る復興安定化チームを新設し、さらに状況に応じて医療、言語、法執行分野の専門家を自治体や民間から募り、危機管理隊を組織することを求めている。
- ② 2004年3月の戦略国際問題研究所 (CSIS) の報告<sup>(20)</sup>：国務長官直属の安定化活動庁 (Agency for Stabilization Operations) の設置を提案。安定化活動庁は、復興支援活動の準備を担当し、訓練と装備を施した政府職員による文民安定化活動部隊 (200から300名を想定) と、緊急派遣可能な民間人専門家による文民安定化活動予備隊 (人数未定) を創設する。
- ③ 米国平和研究所研究員の提言<sup>(21)</sup>：軍隊、準軍事的な治安部隊、文民警察、弁護士、裁判官、刑務所職員から成る米国安定化軍 (U.S. Stability Force) を組織し、治安維持に必要な要員を軍事介入の当初から現地に投入することを提案している。

(16) *The Clinton Administration's Policy on Managing Complex Contingency Operations: Presidential Decision Directive*. May 1997. <<http://www.fas.org/irp/offdocs/pdd56.htm>>

(17) *The Clinton Administration White Paper on Peace Operations*. February 24, 2000. <<http://www.fas.org/irp/offdocs/pdd/pdd-71-4.htm>>

(18) 例えば、Robert C. Orr, ed. *Winning the Peace: An American Strategy for Post-Conflict Reconstruction*, Washington, D.C.: Center for Strategic and International Studies (CSIS), 2004.; Clark A. Murdock et al., *Beyond Goldwater-Nicholas: Defense Reform for a New Strategic Era, Phase 1 Report*, Washington, D.C.: CSIS, 2004.; Binnendijk and Johnson, eds., *op.cit.* など。

(19) Binnendijk and Johnson, eds., *op.cit.*.

(20) Murdock et al., *op.cit.* pp.64-65.

(21) Robert M. Perito, *Where is the Lone Ranger When We Need Him? America's Search for a Postconflict Stability Force*. Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2004, pp.323-337.

#### IV 国務省復興安定化調整官室の新設

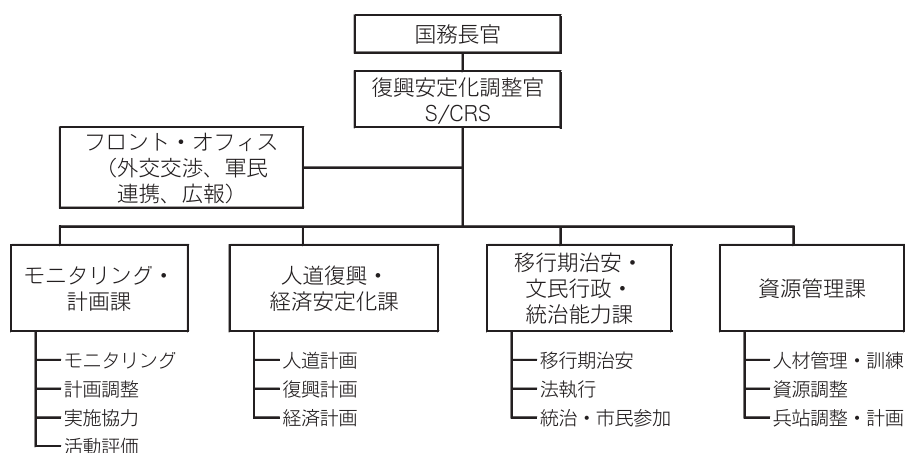
こうした動きを受けて、文民による復興支援活動の強化を目指す法案が提出された。上院外交委員会は、ルーガー (Richard Luger) 委員長、バイデン (Joseph Biden) 議員らによる安定化復興文民管理法案<sup>(22)</sup> を全会一致で通過させた。この法案は、国務省および国際開発庁 (USAID) に、紛争後地域の復興支援活動における文民対応能力の効率化と専門性向上を求めるものである。また法案は、国務省、国防総省はじめ関係省庁から250人を集め、復興支援活動にあたる専門の対応準備部隊 (Response Readiness Corps) の創設と、必要に応じて召集可能な対応準備予備役 (Response Readiness Reserve) を500人以上任命することを盛り込んだ。また文民活動の調整役となる国務省復興安定化調整官室 (S/CRS) には、1億ドルの紛争対応基金を付与し、基金の使用分は毎年補充することとした。上院外交委員会の動きは、S/CRS 設置の機運を高めたが、その後成立した2005年統合歳出予算法<sup>(23)</sup>

は、S/CRS の設置とその任務を規定したものの、文民部隊や基金には言及しなかった。

2004年7月に新設された S/CRS は、国務長官直属のパスカル (Carlos Pascual) 復興安定化調整官 (大使級) を筆頭に37名のスタッフで活動を開始した。その機構は図1のとおりである。スタッフは国務省のみならず、国際開発庁 (USAID)、国防総省、中央情報局 (CIA)、統合参謀本部、財務省などから集められた。すでに大規模な支援体制が構築されているイラクやアフガニスタンではなく、ハイチ、リベリア、シエラレオネ等が対象とされた。S/CRS の設置目的は、文民機関の復興支援活動を主導することであるが、その任務は組織規模に比べて幅広い。

歳出予算法が規定する S/CRS の6つの任務<sup>(24)</sup> は、① 紛争後国家の危機に対して、文民部門で活用可能な人材と資源をリスト化し、その能力を評価する。対象は連邦政府に限らず、州、自治体、NGO 等の民間部門にも及ぶ。② 実際の危機において、適切な文民活動を選択する。③ ②の選択に基づき活動計画を策定する。④ 関係省庁、国際機関、NGO と連携し

図1 S/CRS の機構



(出典) S/CRS ホームページ <<http://www.state.gov/s/crs/cl2937.htm>>.

<sup>(22)</sup> Stabilization and Reconstruction Civilian Management Act of 2004, Senate bill S.2127. 108議会期には、紛争後の復興支援活動における文民機関の能力強化を目的として、このほかに The Winning Peace Act of 2003 (H.R.2616), The International Security Enhancement Act (H.R.4185) 等が提出された。

<sup>(23)</sup> Consolidated Appropriations Act for FY2005, P.L. 108-447.

<sup>(24)</sup> 同法 Section 408, Division D.

計画策定の調整役を果たす。⑤ 現地で活動予定の文民スタッフに対し、必要な訓練を手配する。⑥ 米国および国際社会の支援が必要となる地域を予測するため、各地の政治経済情勢をモニタリングする、である。

S/CRS がまず着手したのは、計画策定に向けた基礎作業である<sup>(25)</sup>。S/CRS は、紛争後支援活動を行う可能性のある国家のリストを、国家情報会議 (NIC) から半年に一度入手し、その中から選択した数カ国について、将来の活動を想定した対応計画を準備している。また、計画策定作業に活用するため、全省庁を対象に支援活動能力のデータベース化にも着手した。軍民連携を図るために政策調整委員会を設置し、研究機関や NGO との間では、紛争対応シミュレーションについて共同研究を行っている。

S/CRS は、各種提言や上院外交委員会の法案に盛り込まれた文民専門家チームについても具体的検討を進めている。現地の指揮を軍人から文民へ円滑に移行させ、文民部門の資源を効率的に運用するため、政府職員による対応準備部隊 (Response Readiness Corps) を置く。この部隊は、① 和平交渉に参画し、暫定政権や国際機関との連絡窓口となる外交ユニット、② 治安と統治に関する支援計画の策定と運用に当たる技術ユニット、③ 軍と同時に現地に展開し、軍を戦闘や治安維持に専念させる文民ユニットで構成する予定である。また、統合軍司令部との間では、文民対応部隊 (Civilian Response Corps) に関する予備調査を行い、退職後の政府・自治体職員や NGO 関係者を法執行

活動へ活用する方法を検討している<sup>(26)</sup>。

現場での活動実績はまだ少ないが、ハイチで選挙実施期間の治安活動について提言した例がある。アフガニスタンにおいて、軍、国際文民警察、地元警察の連携が奏功した事例をもとに、S/CRS は、国務省西半球問題局とともに、現地情勢から予測される緊急事態とその対応策をアドバイスしたという<sup>(27)</sup>。

## V 議会および国防総省との関係

S/CRS は、2007年までに職員を80名に増員し、対応準備部隊100名の訓練を済ませたい意向である<sup>(28)</sup>。しかし議会は、2006年外交活動法案において、人件費2,410万ドルを認めたものの、1億ドルの紛争対応基金は認めなかった。紛争対応基金は、対応準備部隊の資金に当てられるほか、緊急時の初動対応にも活用される予定であった。例えば、アフガニスタンでは現地警察の訓練プログラムを開始するまでに2年の歳月を費やし、結果として治安維持に当たる米軍の負担を重くした<sup>(29)</sup>。これは、査定に時間のかかる対外援助プログラム以外に、資金の用途が立たなかったために起きた失敗であった<sup>(30)</sup>。紛争対応基金は、初動の遅れによる支援活動の停滞を防ぐものであるが、議会は国務省に対し、紛争対応基金を再度要求する場合には、紛争後活動の全体戦略と S/CRS の役割について詳細な報告を提出するよう求めている。一般に、議会には、紛争対応基金のように機動性のある基金の設置を求められると、議会権限の侵害とみ

<sup>(25)</sup> Clark A. Murdock et al., *Beyond Goldwater-Nicholas: Defense Reform for a New Strategic Era, Phase 2 Report*, Washington, D.C.: Center for Strategic and International Studies (CSIS), 2005, p.60.

<sup>(26)</sup> *ibid.* pp.60-61.

<sup>(27)</sup> *Signing of a Presidential Directive to Improve Management of U.S. Efforts for Reconstruction and Stabilization*. December 14, 2005. <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2005/58085.htm>>

<sup>(28)</sup> Harold Kennedy, "State Department Gets Major Role in Peacekeeping," *National Defense*, August 2005, p.31.

<sup>(29)</sup> Katherine M Peters, "Building Stability," *Government Executive*, vol.38 no.1 (January 2006), p.29.

<sup>(30)</sup> *ibid.* p.30.

なしてこれを拒否し、むしろ危機発生のために追加予算の承認を取り付けるよう求める傾向がある。しかし今回、国防総省予算の0.25%に過ぎない基金を認めなかったことで、文民機関による復興支援活動に議会が足かせをしたとの批判もある<sup>(31)</sup>。

国防総省は、軍の負担軽減につながることからS/CRSに協力的である。マイヤーズ (Richard Myers) 統合参謀本部議長は、S/CRSの設置に支持を表明し、今後S/CRSに十分な投資が行われれば、軍事・文民両部門の連携が進み、米国としての統一的な支援活動が可能となると述べた<sup>(32)</sup>。またラムズフェルト (Donald Rumsfeld) 国防長官は、国防総省予算から最大2億ドルを国務省に移管し、S/CRSの活動に使用できるよう議会に提案した。S/CRSとの連絡担当として国防総省は4名の職員を置き、陸軍平和維持・安定化活動研究所には国務省担当官のため顧問ポストを新設した<sup>(33)</sup>。

2005年12月、ブッシュ大統領は、復興支援活動に関する権限を国務長官に与える大統領指令を発表した<sup>(34)</sup>。今後、ライス (Condoleezza Rice) 国務長官が、すべての米国政府機関の復興支援活動を統括・主導し、復興支援が米軍との共同作業となる場合には、国防長官と調整して十分な協調体制を取ることとなる。軍の能力を考えれば、事実上、国務省が主導できるのは、破綻国家のモニタリングや対応計画の事前準備にとどまるであろうが、まずは米国政府の統一的対応を指揮・調整する権限を明文化したこと自体に意味があろう。またライス国務長官は、自身の提唱する「変革外交 (Transformational Diplomacy)」の中で、紛争後国家への対応について、

S/CRSを中心とする文民機関の活動に大きな期待を表明している<sup>(35)</sup>。

## むすび

S/CRSは、資金や人材面で脆弱な組織であり、2004年の設立以降、いまだ目立った成果を挙げていない。しかしS/CSRの設置は、米国が文民機関による復興支援活動の強化へ向けて踏み出した第一歩である。また、対応準備部隊や紛争対応基金のように、当面の機能強化に必要な施策も出揃っている。むしろ今後課題となるのは、復興支援活動に対する米国の決意であろう。クリントン政権の「拡大と関与」戦略は、米国の死活的利益と結び付かないとの理由で国内での支持を失った。同時多発テロ後、ブッシュ政権は破綻国家に対する復興支援活動の重要性を再認識したが、S/CRSに対する議会の対応を見れば、米国も一枚岩的な姿勢でないことは明らかである。米国が文民機関による復興支援活動を本格化させるか否か、その行方を占う上でS/CRSの活動が一つの指標となるであろう。

### 【参考文献】 注に挙げた文献を除く。

- Krasner, Stephen D. and Pascual, Carlos. "Addressing State Failure." *Foreign Affairs*, vol.84. no.4 (July/August 2005), pp.153-163.
- Scowcroft, Brent and Berger, Samuel R. "In the Wake of War: Getting Serious about Nation-Building." *National Interest*, no.81 (Fall 2005), pp.49-53.

(つかだ ひろし 外交防衛課)

(31) Susan E. Rice, "A Costly Budget Cut: Doing Nation-building on the Cheap," *Knight Ridder*, November 22, 2005. <<http://www.brookings.edu/views/op-ed/srice/20051122.htm>>

(32) 2005年2月17日上院軍事委員会での証言。

(33) Kennedy *op.cit.* p.31.

(34) *President Issues Directive to Improve the United States: Capacity to Manage Reconstruction and Stabilization Efforts*. December 14, 2005. <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2005/58067.htm>>

(35) "U.S. poised for radical reform of foreign aid programme," *Financial Times*, January 19, 2006, p.4.